

# 令和7年第7回上里町議会定例会会議録第3号

令和7年12月9日（火曜日）

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出議案第60号) 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第61号) 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第62号) 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 (町長提出議案第63号) 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 (町長提出議案第64号) 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 (町長提出議案第65号) 上里町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 (町長提出議案第66号) 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 (町長提出議案第67号) 上里町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 (町長提出議案第68号) 上里町福祉町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 (町長提出議案第69号) 上里町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 (町長提出議案第70号) いきいきラウンジ設置及び管理条例について
- 日程第18 (町長提出議案第71号) 上里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第19 (町長提出議案第72号) 上里町町道路線の廃止について
- 日程第20 (町長提出議案第73号) 財産の取得について
- 日程第21 (町長提出議案第74号) 令和7年度上里町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第22 (町長提出議案第75号) 令和7年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

- 日程第 2 3 (町長提出議案第 7 6 号) 令和 7 年度上里町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 2 4 (町長提出議案第 7 7 号) 令和 7 年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 2 5 (町長提出議案第 7 8 号) 令和 7 年度上里町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 2 6 (町長提出議案第 7 9 号) 令和 7 年度上里町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 2 7 (町長提出議案第 8 0 号) 令和 7 年度上里町農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号) について

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（飯塚賢治君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

---

◎日程第7 町長提出議案第60号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
について

◎日程第8 町長提出議案第61号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する  
条例について

◎日程第9 町長提出議案第62号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条  
例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第7、町長提出議案第60号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第8、町長提出議案第61号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、町長提出議案第62号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、以上の3件を会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第60号から議案第62号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 皆様、おはようございます。

では、御提案申し上げました議案第60号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第61号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第62号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括いたしまして提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、令和7年8月7日付の人事院勧告及び同年10月16日付埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、職員の給料、期末勤勉手当及び通勤手当の改定を行うとともに、上里町長、副町長、教育委員会教育長及び議会の議員の期末手当の改定をいたしたく、所要の改正を行いたく本案を提出するものでございます。

続きまして、改正の概要についてですが、本年の人事院勧告等における給与勧告に係る要点を申し上げますと、月例給、ボーナス共に昨年に引き続き引上げとなっており、また本年については、通勤手当の引上げ等も行われております。

まず、月例給では、民間との間に差があることを踏まえ、若年層に重点を置きつつ、全ての職員の給料月額を引上げ、高卒で採用された場合の初任給については1万2,100円、大卒で採用された場合の初任給については1万2,000円引き上げることとし、全職員において8,300円から1万2,300円の引上げを行い、官民の給与差が縮小することとなることを基本とした改定となっております。

次に、ボーナスについても0.05か月分引上げ、年間で見ますと現行の4.6月から4.65月へ支給月数が改定されます。なお、この引上げについては、期末手当予備勤勉手当に反映いたしません。

通勤手当については、自動車等使用者に対する通勤手当の改定となっており、現行の距離区分について、片道10キロ以上15キロ未満の区分以上の手当額を200円から7,100円までの幅で引き上げるとともに、100キロ以上を上限とする新たな距離区分を新設いたします。

政府においては、既に11月11日付で人事院勧告どおりの内容で閣議決定をされており、給与法改正案につきましても、現在会期中である第219回臨時国会において昨日提案されております。また、埼玉県におきましても、12月の定例議会で対応とのことをございます。

続きまして、議案ごとに改正概要及び条文の内容について御説明申し上げます。

初めに、議案第60号についてでございますが、上里町職員の給与に関する条例など、関係条例3本の一部改正を6条建てを行い、給料表、期末勤勉手当の支給月数及び通勤手当を改定いたします。

まず、第1条及び第2条は、上里町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

初めに、第1条について御説明申し上げます。

まず、第11条第2項第2号は、自動車等使用者に対する通勤手当を距離区分ごとに定めた規定となっており、片道10キロメートル以上15キロメートル未満の区分以上について、最小200円から最大で7,100円の幅で手当額を引き上げるものでございます。

第17条第2項は、一般職員の期末手当の額に係る条文となっており、期末手当の支給月数を100分の125から100分の127.5に改めます。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の額に係る条文となっており、同じく期末手当の支給月数を100分の70から100分の72.5に改めます。

この支給月数の改定による今年度の期末手当の増額は、一般職員については約436万7,000円、再任用職員については約4万4,000円でございます。

続いて、第18条第2項第1号は、一般職員の勤勉手当の額に係る条文となっており、勤勉手当の支給月数を100分の105から100分の107.5に改めます。

同項第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の額に係る条文となっており、同じく勤勉手当の支給月数を100分の50から100分の52.5に改めます。

この支給月数の改定による今年度の勤勉手当の増額は、一般職員については約397万5,000円、再任用職員については約3万7,000円でございます。

続きまして、別表につきまして、行政職給料表(一)を改正いたします。民間の初任給との間に差があることを踏まえ、若年層に重点を置きつつ、全職員を対象に8,300円から1万2,300円の引上げを行い、官民の格差の縮小を図っております。定年前再任用短時間勤務職員につきましても、8,300円から1万1,300円の引上げを行っております。給料表改正に伴う今年度の増額は約2,555万5,000円となります。

次に、第2条についてですが、令和8年度以降の期末勤勉手当の支給月数及び通勤手当の改定となっております。

自動車等使用者に対する通勤手当につきまして、現行60キロ以上の区分が上限となっているところ、100キロ以上の区分を上限に5キロごとの新たな距離区分を新設し、それぞれに区分に応じた通勤手当の額を定めます。

また、一般職員の期末手当の支給月数について、100分の127.5から100分の126.25に改め、定年前再任用短時間勤務職員について、100分の72.5から100分の71.25に改めます。

また、一般職員の勤勉手当の支給月数について、100分の107.5から100分の106.25に改め、定年前再任用短時間勤務職員について、100分の52.5から100分の51.25に改めます。

続いて、第3条・第4条については、上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正でございます。

第3条は、特定任期付職員に係る給料表及び期末勤勉手当の支給割合の改定を行うものでございます。

給料表は第7条第1項に規定されており、1号給から5号給までの全てを改正するもので、2万1,000円から1万3,000円の引上げとなります。

期末勤勉手当については、第10条第2項に規定されており、期末手当の支給月数について、100分の95から100分の97.5改め、勤勉手当の支給月数について、100分の87.5から100分の90に改めます。

第4条は、令和8年度以降の特定任期付職員の期末勤勉手当の支給割合の改定を行うものでございます。

期末手当の支給月数について、100分の97.5から100分の96.25に改め、勤勉手当の支給月数

について、100分の90から100分の88.75に改めます。

なお、当町におきましては、特定任期付職員として採用している職員は現在おりません。

続いて、第5条・第6条については、上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

まず、第5条は、第1号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行うものでございます。

第8条は、期末手当の額に係る条文となっており、期末手当の支給月数を100分の125から100分の127.5に改めます。

また、第8条の2は、勤勉手当の額に係る条文となっており、勤勉手当の支給月数を100分の105から100分の107.5に改めます。

第6条は、令和8年度以降の第1号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行うものでございます。第8条に規定する期末手当の支給月数を100分の127.5から100分の126.25に改めます。

また、第8条の2に規定する勤勉手当の支給月数を100分の107.5から100分の106.25に改めます。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則第1条第1項は、施行期日の説明でございます。施行日は公布の日から施行としますが、第2条、第4条及び第6条につきましては、令和8年4月1日からの施行といたします。

附則第1条第2項では、一般職員に係る給料表及び任期付職員に係る給料表の改定につきましては、令和7年4月1日から遡及適用すると定めます。

附則第1条第3項では、第1条の規定による改正後の給与条例に係る期末手当及び勤勉手当の改正規定、第3条の規定による改正後の任期付職員条例に係る期末手当及び勤勉手当の改正規定、第5条の規定による改正後の会計年度任用職員条例に係る期末手当及び勤勉手当の改正規定について、令和7年12月1日から遡及適用すると定めます。

続いて、附則第2条では、改正後の給与条例及び任期付職員給与条例を適用する場合、これまでに支給された給与を改正後においては、改正後の給与の内払いとみなす旨の規定を定めます。

附則第3条では、前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で別に定めるものとしております。

続きまして、議案第61号について御説明申し上げます。

議案第61号は、上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例についての一部改正を4条建てで行うもので、それぞれの期末手当の支給月

数を改定いたします。

職員の期末手当、勤勉手当の支給月数が合計で0.05月分引き上げられましたので、特別職3役の期末手当の引上げを同様に言い、改正を行うものでございます。

まず、第1条・第2条は、上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部改正、第3条・第4条が上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正でございます。

第1条は、町長及び副町長の令和7年度の支給に関する改正内容となり、第5条第2項で定められている期末手当の支給月数を100分の230から100分の235に改めます。

第2条は、令和8年度以降の支給に関する改正内容となり、同様に期末手当の支給月数を100分の235から100分の232.5に改めます。

第3条は、教育長の令和7年度の支給に関する改正内容となり、同様に100分の230から100分の235に改め、第4条において、100分の235から100分の232.5に改めます。

改正に伴う今年度の期末手当の増額につきましては、3役につきましては、全体で約11万6,000円となります。

附則につきましては、施行期日を規定し、第1条及び第3条については公布の日から施行、令和7年12月1日からの適用とし、第2条及び第4条については、令和8年4月1日から施行とするものでございます。

続きまして、議案第62号について御説明申し上げます。

議案第62号については、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を2条建てで行い、期末手当の支給月数を改定いたします。

職員の期末手当、勤勉手当の支給月数が合計で0.05月分引き上げられましたので、3役と同様に議会議員の期末手当の引上げを行い、改正を行うものでございます。

第1条は、令和7年度の支給に関する改正内容となり、第5条第2項で定められている期末手当の支給月数を100分の230から100分の235に改めます。

第2条は、令和8年度以降の支給に関する改正内容となり、同様に期末手当の支給月数を100分の235から100分の232.5に改めます。

改正に伴う今年度の期末手当の増額につきましては、議会議員全体で約18万8,000円となります。

附則につきましては、施行期日を規定し、第1条については公布の日から施行、令和7年12月1日からの適用とし、第2条については令和8年4月1日から施行とするものでございます。

以上をもちまして、上里町職員の給与等に関する条例等に一部を改正する条例、上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

についての一括議題により提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議案第60号のところなんですけれども、一番最後のほうの施行期日のところで、会計年度任用職員、上里町には任期付職員はいませんが、この第1号、会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用するというふうになっているわけなんです。正規の職員、また町長ほか3役、そして議員等は4月に遡って支給されますけれども、会計年度任用職員については12月1日からということで遡らない内容で提案されています。会計年度任用職員は重要な役割を果たしているにも関わらず、給与も低い、低い給与であるのにボーナスにおいても半分という差がついています。もともと給与が低く抑えられているんですから、本来であればボーナスも同じパーセントであっていいはずなのに、そこでも差がついていて、さらに支給も遡らないというのは、ちょっとあまりにもひどいのではないかなというふうに思いますけれども、このことについての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 望月 誠君発言〕

○総務課長（望月 誠君） 沓澤議員の御質問でございますけれども、ちょっとお調べしますので、後ほど御説明をさせていただきます。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 議案第60号のところの通勤手当のところなんですけれども、これは人事院勧告ということに基づいて改定するわけなんでしょうけれども、距離数だけで規定していますよね。恐らくここに書いてあるのは、上里町の給与に関する条例の一部を改定するとあるんですけども、2条は。恐らく上里町役場職員というのは、ほとんどがマイカー通勤なんでないかなと思うんですね。人事院勧告でいくと、やっぱり公共交通を利用した職員とかいろいろいるわけですよ。ここには、2条では、上里町職員とうたっているから、恐らくマイカー通勤を基準に考えて説明しているんでないかなと思うんですけれども、恐らくこの、例えば一番上の65キ

ロメートル以上70キロメートル未満で4万2,200円とあるんですけれども、この基準となる、恐らくマイカー通勤だから、ガソリン価格を基準にしているのではないかなと私は想像するんですけれども、その辺で、それでいいのか。それとガソリンの単価、幾らで設定して算出しているのか。それと、12月31日で暫定税率が廃止になりますよね。25.1円というのがカットされる、要するにガソリン価格は安くなるというふうな考え方にのっとって考えると、そういうのを総合してどうなのかなと、その辺について説明していただけますか。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 望月 誠君発言〕

○総務課長（望月 誠君） 齊藤議員の御質問に説明をさせていただきます。

通勤手当の場合、基準と単価という御質問かと思うんですけれども、通勤手当につきましては、民間の支給状況から人事院が算出した支給額となっております。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

総務課長。

〔総務課長 望月 誠君発言〕

○総務課長（望月 誠君） 沓澤議員の御質問に説明をさせていただきたいと思います。

会計年度任用職員の人事院勧告の関係でございますけれども、賞与のみでございますので、12月の施行となりまして、正職員と同じになります。給与の改定につきましては、規則で行いますので、含まれておりません。規則で4月1日に遡求をするということでございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第60号 上里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第61号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第62号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第10 町長提出議案第63号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第10、町長提出議案第63号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第63号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。令和7年10月1日施行の児童福祉法の改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、地域限定保育士の規定を明確化するとともに、自治体で実施する乳幼児の健康診査を保育所等で行う健康診断の一部または全部に代替できる規定を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、概要及び内容について御説明申し上げます。

児童福祉法の一部改正に伴う基準の改正により、令和7年10月より地域限定保育士が一般制度化されました。また、同じく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正により、乳幼児健康診査による保育所等の健康診断の代替が可能となりました。本町においても、子どもたちの安全・安心な保育環境を確保しつつ、施設運営における重複業務の軽減にも資する改正であることから、関係する基準条例の整備を行うものでございます。本改正案は、大きく3つの条例の一部改正から構成されております。

それでは、関係条例について、順次改正内容を御説明させていただきます。

まず初めに、第1条、上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

第25条中の第33条の10各号を第33条の10第1項各号と改めます。

こちらは、禁止されている虐待行為が定められている児童福祉法の一部改正に伴い、条項ずれを改めるものでございます。

続いて、第2条、上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

第12条中の第33条の10各号を第33条の10第1項各号に改めます。

こちらにつきましても、先ほどと同様に、禁止されている虐待行為が定められている児童福祉法の一部改正に伴い、条項ずれを改めるものでございます。

第17条第2項については、市町村が実施している乳幼児健診を受診している場合、その健診を利用乳幼児が施設を利用する際に必要となる健康診断の代替とすることができるよう、変更する内容を盛り込んだ改正でございます。

さらに、第23条第2項、第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項及び47条第1項については、従来保育士とされていた規定に加え、地域限定保育士も対象に含めることを明記しております。

地域限定保育士とは、地域限定保育士試験に合格すると、合格した都道府県限定で保育士として勤務できるという制度で、登録後3年経過し、一定期間勤務した後には、全国で勤務できるようになります。埼玉県では現時点において、地域限定保育士制度の導入予定はありませんが、今後、地域限定保育士が導入された際も安心して業務に従事できる体制を整えるものでございます。

次に、第3条、上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

第10条第3項第1号及び第12条については、家庭的保育事業の改正と同様に、地域限定保育士を適用対象に含めることを明記し、また児童福祉法の一部改正に伴う条項ずれを改めるもの

で手ございます。

これにより、放課後児童健全育成事業においても、今後、地域限定保育士が導入された際も安心して業務に従事できる体制を整えるものでございます。

最後に附則でございますが、これら関係条例については、公布の日より施行と定めております。

以上で、上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 地域限定保育士なんですけれども、現在、埼玉県では実施していないようですけれども、今後の見通しとすれば、検討されているのかどうか、埼玉県内でも保育士不足深刻になっていますので、お聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 阿佐美由紀君発言〕

○子育て共生課長（阿佐美由紀君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

今現時点で地域限定保育士につきまして、埼玉県のほうにも確認いたしましたところ、現在では導入予定はないという回答でした。今後につきましては、詳細については説明は受けておりません。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第63号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 1 1 町長提出議案第 6 4 号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第11、町長提出議案第64号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第64号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、上里町国民健康保険税率を見直すため、所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

次に、改正の概要を申し上げます。

このたびの改正は、埼玉県国民健康保険運営方針に基づく県内の保険税率統一に向け、段階的に県の示す標準税率に合わせるため、税率の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容を御説明申し上げます。

まず、第3条は、医療給付費分における所得割額の課税率を規定したもので、100分の6.65を100分の8.1に改めるものでございます。

第4条は、医療給付費分における被保険者均等割額の課税金額を規定したもので、被保険者1人当たり3万6,000円を4万4,800円に改めるものでございます。

第5条は、後期高齢者支援金分における所得割額の課税率を規定したもので、100分の2.6を100分の2.88に改めるものでございます。

第6条は、後期高齢者支援金分における被保険者均等割額の課税金額を規定したもので、被保険者1人当たり1万6,000円を1万6,700円に改めるものでございます。

第7条は、介護納付金分における所得割額の課税率を規定したもので、100分の2.4を100分の2.57に改めるものでございます。

第8条は、介護納付金分における被保険者均等割額の課税金額を規定したもので、被保険者1人当たり1万6,000円を1万7,000円に改めるものでございます。

第20条は、国民健康保険税の減額について、所得金額に応じて、それぞれ7割、5割、2割

の軽減及び最高限度額の内容を規定したものであります。

第1号は、軽減世帯の減額のうち、7割軽減の内容を規定したもので、アとして、医療給付費分における被保険者均等割額の軽減額2万5,200円を3万1,300円に、イとして、後期高齢者支援金分における被保険者均等割額の軽減額1万1,200円を1万1,600円に、ウとして、介護納付金分における被保険者均等割額の軽減額1万1,200円を1万1,900円に改めるものでございます。

次に、第2号は、5割軽減の内容を規定したもので、アとして、医療給付費分における被保険者均等割額の軽減額1万8,000円を2万2,400円に、イとして、後期高齢者支援金分における被保険者均等割額の軽減額8,000円を8,300円に、ウとして、介護納付金分における被保険者均等割額の軽減額8,000円を8,500円に改めるものでございます。

また、第3号は、2割軽減の内容を規定したもので、アとして、医療給付費分における被保険者均等割額の軽減額7,200円を8,900円に、イとして、後期高齢者支援金分における被保険者均等割額の軽減額3,200円を3,300円に、ウとして、介護納付金分における被保険者均等割額の軽減額3,200円を3,400円に改めるものでございます。

続いて、第2項は、当該納税義務者の世帯に属する未就学児の均等割額について定めており、第1号で、医療給付費分における被保険者均等割額を軽減世帯の区分に応じて、それぞれ5割軽減し、第2号では後期高齢者支援金等分における被保険者均等割額を軽減世帯の区分に応じて、それぞれ5割軽減することを規定しております。

第1号のアは、7割軽減世帯に属する未就学児の医療給付費分における均等割額の減額の規定で、5,400円を6,700円に改めるものでございます。

イは、5割軽減世帯に属する未就学児の医療給付費分における均等割額の減額の規定で、9,000円を1万1,120円に改めるものでございます。

ウは、2割軽減世帯に属する未就学児の医療給付費分における均等割額の減額の規定で、1万4,400円を1万7,900円に改めるものでございます。

エは、軽減に該当しない世帯に属する未就学児の医療給付費分における均等割額の減額の規定で、1万8,000円を2万2,400円に改めるものでございます。

第2号のアは、7割軽減世帯に属する未就学児の後期高齢者支援金分における均等割額の減額の規定で、2,400円を2,500円に改めるものでございます。

イは、5割軽減世帯に属する未就学児の後期高齢者支援金分における均等割額の減額の規定で、4,000円を4,200円に改めるものでございます。

ウは、2割軽減世帯に属する未就学児の高齢者支援金分における均等割額の減額の規定で、6,400円を6,700円に改めるものでございます。

エは、軽減に該当しない世帯に属する未就学児の後期高齢者支援金分における均等割額の減額の規定で、8,000円を8,300円に改めるものでございます。

次に、改正条例の附則について説明をさせていただきます。

第1項は、新条例の施行期日について規定したものであり、令和8年4月1日から施行としております。

第2項は、改正後における上里町国民健康保険税条例の経過措置について規定をしたものであり、この改正内容を令和8年度以降の国民健康保険税から適用するものでございます。

以上で、上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案及び内容とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回、全員協議会でモデルケースを示して負担のことについて説明があったわけなんですけれども、広域化されてから3回、今回が4回目の値上げということになります。

それで、お聞きしたいのは、全てのモデルだと大変だと思いますけれども、上里町で今現在、一番多いのが独り世帯の所得100万円という世帯だというふうに聞いていますので、そちらの方は広域化されたときから今回の提案までにどれだけの負担増になっているのか。そして、その当時の所得に対する負担割合と現在の提案されました負担割合はどのように変わったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

議員おっしゃられましたとおり、平成30年度に広域化がされて、財政の責任主体埼玉県となって、市町村は共同して国保の財政を担っていくというふうな方向になりました。令和元年から令和8年度、今回の改正するまでの経緯というか、その税率と均等割額の推移ということで、ちょっと話をしたいと思うんですけれども、一つ一つ、ちょっと細かいですけれども、話をさせていただいてもよろしいでしょうか。

まず、医療給付費分の所得割につきましては、令和元年度6.3%ですね、令和2年度の改定

時点でも6.3、令和4年度も同じく6.3%の税率は変わりはありません。また令和6年度について6.65%、そして令和8年度、今回8.16%というふうな推移になっています。

それで、医療給付費分につきましては、令和元年度、令和2年度というふうに資産割が課税されておりましたので、ちょっとその説明は割愛させていただくことにいたしまして、均等割につきましては、令和元年度が1万5,000円、令和2年度が2万1,000円、令和4年度が2万9,000円、令和6年度3万6,000円ということで上昇しておきまして、今回改定の均等割につきましては4万4,800円ということになっております。

また、この医療給付費分につきましては、令和元年度から令和4年度まで、平等割加算されておりましたので、ちょっとその説明につきましても割愛させていただきたいと思います。

続いて、2つ目の後期高齢者支援金分につきましては、所得割については令和元年度が1.8%、令和2年度の改正時1.9%、令和4年度が2.1、令和6年度2.6%となりまして、今回の改正では2.88%まで上昇しているところでございます。

一方、均等割につきましては、令和元年度から8,000円、令和2年度が9,000円、令和4年度が1万円ですね、令和6年度の改正時1万6,000円で、今回の改正時1万6,700円ということになっております。

最後に、介護納付金につきましては、所得割率1.23%、令和2年度の改正時1.33%、令和4年度1.77%、令和6年度については2.4%、令和8年度改正時については2.57%というところまで税率の方が引き上げられております。

最後に、介護納付金の均等割については、令和元年で8,100円、令和2年の改正時で9,000円、令和4年度1万2,000円、令和6年度で1万6,000円、令和8年度で1万7,000円というふうな状況になっておりまして、これは令和元年度から今年度までの所得割率の伸びと均等割の伸び率ということになっております。

昨日の全員協議会におきまして、各世帯構成における所得区分において、現行と令和8年度改正時の負担額、増額につきまして説明させていただいたところでございます。

シミュレーションの中では、各世帯構成、所得構成においては、おおむね15%から16%の後半で推移するというふうなお話を差し上げました。

ちなみに、前回の改定時において、どのぐらいの世帯構成で所得というか、増額があったかということをお示ししたいと思うんですけれども、前回、令和6年度の改定時におきましては、独り世帯での試算をいたしますと、おおむね15%から17%の増加率になっていました。条件といたしまして、2人世帯のシミュレーション、昨日もお示しをしたところでございますけれども、昨日の説明では、やっぱりおおむね15から16%というふうなお話をしましたけれども、前回の改定時では、所得43万以下の世帯の増加率が24.8%と言うことで、今回の改正

時よりもだいぶ、その際は負担が大きくなっているというふうな状況となっております。

また、世帯構成の比率としては非常に少ないわけですがけれども、条件4人世帯の増加率で申し上げますと、所得300万円の方に対しては20.3%というふうな増加率でありましたけれども、所得43万円以下の増加率というのが28.3%というところで、世帯構成、所得構成によって、前回の改定時でばらつきがありましたけれども、そのばらつきというのが、今回の改定時、おおむね15から17%というところで、少し落ち着いているというふうな状況となっております。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 私も過去の振り返ってみて、介護納付金が2018年では、均等割が8,100円と今言っていましたか、そこをちょっと確認後でしていただきたいんですけども、昨日ちょっと弾いてみたところ、4人世帯の割合は非常に少ないようでありましたけれども、所得200万円で見るときには21.85%、所得に対する保険料の割合ですね。かなり、2割以上が、この国保で消えていくということなんだなというふうに思ったわけなんです。

そこで、前年度だけの比較ではなくて、この広域化されてからの間の中で、様々な変更をしながら今に至っているわけなんですけれども、その間というのは、実質賃金は、いわゆる所得は減り続け、物価は上がり続けてきている中で、2年ごとに値上げ、値上げが繰り返されてきましたので、その所得に占める保険料の負担率というのは、どのように変わったのかというのをお願いしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

4人世帯の世帯構成で、所得200万というような条件でちょっと説明させていただきますと、令和元年度の国保税の年額4万1,100円ということで、年税額で言うと4万1,100円、所得に対して、負担率で言いますと2%、それが令和8年度改正時におきましては、年税額で7万8,500円、負担率で考えますと3.92%ということで、令和元年度と令和8年度改正時と比較というふうなことで申し上げますと、負担率は1.9%程度増加しているというふうなことになります。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまの説明がちょっと分からないんですけども、令和元年度4万1,100円ということですけども、今回お示しいただいた、私、一番上里にも回答が多い100万のところで聞いたんですけども、4人世帯で200万というところを示していただいていますけれども、43万7,000円ではないですか。現行の37万4,800円が43万7,000円に、それは現行からの差ですけども、それが令和元年度の現行は、令和元年度の金額は幾らで、それが所得に占める割合が何%だったのか。それで、上里町の現在43万7,000円だと、所得に占める割合は何%なのかということをお聞きしたんです。

この4人のところを言ったのは、一番この計算したときに、所得に占める割合が多いところなのかなと思ったので言ったのですが、私が知りたいのは、上里町で一番階層が多い、この100万のところでお聞きしています。

○議長（飯塚賢治君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

昨日、シミュレーションとしてお示ししました4人世帯の、先ほどの43万7,000円、100万で言いますと21万7,300円、こちらにつきましては、税額プラス所得割分が入った金額となっておりますので、令和元年のときのもものを、ここを、所得割も入れた中で数字を出してするのは、今現在、ちょっと手元にございませんで比較ができないところでございます。

その中の税額だけで、いわゆる均等割分だけで比較させていただくということによろしければ、今ちょっと御説明させていただきたいと思います。

令和元年、まだ当時平等割もございましたが、お一人が納めていただく、4人世帯であれば16万4,400円というのが年税額となります。この16万4,400円は、所得100万に対しまして16.4%として負担となっているというふうに計算が出来ます。

令和8年、この後改正とされますところで考えますと、4人で31万4,000円ということで計算させていただけることができるので、これを100万で計算いたしますと、負担率は31.4%というふうに、約15%ほどの上昇というふうになってございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今お示しいただいたのは、4人世帯の所得100万ですか。所得100万と言いましたね。それで、令和8年度の新しい御提案は21万7,300円でないですか、31万400円というのは、どの数字を。

○議長（飯塚賢治君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に再度説明させていただきます。

昨日示しましシミュレーションにおきましては、45歳の御夫婦で、奥様収入なし、高校生と中学生ということになっていまして、この21万7,300円、もしくは43万7,000円につきましては、所得軽減が、法定軽減の5割軽減と2割軽減が入っての数字となっておりますので、先ほど言いました31万4,000円につきましては、軽減等かけない1人頭納めていただく均等割をまんま4人として年税額でかけさせていただいたものとなっておりますので、そこに数字の差があるので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 分かりました。

単純に、このモデルで示していただいた数字を基に、この所得に対する割合を弾いたところ、軽減ができていたんだと思いますけれども、21.85というのが一番高い、その4人世帯の200万の方です。上里町で言えば、一番多い独り世帯100万の方は、所得に対して15.57、この数字で弾くと。

先ほど課長が示していただいた令和元年16.4%が31.41、本当に恐ろしい値上げ幅ですよ。これで所得は変わらないで生活ができるのかどうか。私は不可能に近いと思うんですけれども、どのような審議会での議論がされたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

本年度につきましては、国民健康保険税の税率の改定につきまして、6月から10月まで、これまで4回にわたって議論が行われております。当初、事務局からは、上里町の国保を取り巻く状況、被保険者数の減少であったり、保険給付金の増加、医療費の増加、そういったものの説明、加入世帯や所得階層等の割合、法定外繰入れ等の財政上の状況と、後は埼玉県が示しております埼玉県の国民健康保険運営方針、それに関するお話等を説明いたしまして、昨日の全員協議会でもお示しをしましたモデルケースにおける増加率、そういった資料につきましても御説明を申し上げたところでございます。

主な意見といたしまして、歳入につきましては、赤字繰入れの解消及び健全運営を図るため、

国民健康保険税により一定の財源確保が必要であるというような声がございました。

一方、歳出につきましては、保健事業の積極的な展開、医療費抑制に資する取組等により、歳出を抑制することが第一であるというふうな声がありました。

その上で、税率の検討に際しましては、これまで同様、埼玉県が示す標準税率に準拠すべきであるということ踏まえまして、昨今の物価高騰、社会情勢等鑑みて、税の増額ということにつきましては、本意ではないものの、段階的な上昇はやむを得ないというふうな意見がほぼ委員の皆様からは寄せられております。

その結果、被保険者にとりまして、急激な構造負担とならないように、令和元年度から2年置き、隔年ごとに税率改定を行ってまいりましたけれども、令和9年度の準統一まで、残すこと、あと1年となっておりますので、上昇を緩やかにすべきというふうな声の中、税率改定を令和8年度に行い、まだ、その県が示す標準税率と上里町の健康保険税率との間に乖離が見られますので、それを、差を縮めるべく令和8年度、また令和9年度にもう一度税率改定をしていくというふうな旨の話もさせていただいたところではあります。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 12番の沓澤幸子です。

議案第64号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、反対の討論を行います。

国民健康保険制度の安定的な運営を目標とする埼玉県国民健康保険運営方針に基づいて、埼玉県標準保険率に合わせるために、保険税を引き上げるという今回の提案内容であります。

町の国民健康保険税は、都道府県が財政的運営責任を担う制度に変わった2018年から2年ごとに値上げが行われてきました。今回の内容は、医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分、全ての所得割、均等割を上げるという提案になっています。所得割は現在の11.65%から13.55%へ、1.9%増になります。また均等割は、現在の6万8,000円から7万8,500円と1万500円増になります。

2018年の所得割と均等割を単純に比較すると、所得割は4.22%、1.45倍、均等割は4万7,500円増の2.53倍になります。この間、実質賃金は上がらず、物価高騰が続いてまいりました。重要な社会保険制度の1つである国民健康保険制度は、制度の安定的な運営を重視する一

方で、皆保険制度、最後のとりでである国民健康保険加入者の負担は増え続ける一方でした。地方6団体は、繰り返し国に対して、国民健康保険制度への国庫負担の引上げを求めているのは、あまりにも重すぎる負担を理解してのことではないでしょうか。

しかし、国庫負担の増額が実現しない中で、増加し続ける医療給付費の支出を一般会計からの繰入れを減らしながら補うために、加入者の負担を引き上げることが続いてきました。今回示されたモデルケースを見ると、一番高いのが16.7%の増加になります。所得に対する負担率も、先ほど質疑の中で申し述べたとおり、4人世帯200万所得以下の所得の方が21.85%にもなる、そういう状況であります。

まさに、制度を守って加入者が守られない、耐えがたい負担増改正であります。県内統一を決められて、そこに従っていくのか、目の前の住民の命と暮らしを守るため、県とともに再度国に対して、知事会なども、全国知事会も毎年意見を上げていますので、統一を遅らせて、住民の暮らしを守る立場に立てないのか、非常につらい判断であると思いますけれども、やはり地方自治体が住民の最後の命と暮らしを守る場所でありますので、何としても、あり得ないほどの負担に対して反対としたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第64号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 町長提出議案第65号 上里町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第12、町長提出議案第65号 上里町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第65号 上里町農業委員会の委員及び農

地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、農業委員会等に関する法律第18条第2項及び農業委員会等に関する法律施行令第8条に規定する基準により、農地利用最適化推進委員の定数を改正したく、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

農地利用最適化推進委員の定数の基準については、農業委員会等に関する法律第18条第2項において、政令に定める基準に従い、条例で定めるとされております。また、農業委員会等に関する法律施行令第8条では、定数の基準を農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を100で除して得た数であることとされておりしております。

令和7年4月1日時点の上里町の農地面積は約1,182ヘクタールのため、基準にのっとり計算いたしますと、12人となります。

現在、上里町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例では、農地利用最適化推進委員の定数を13人としているため、これを12人に改めます。

農地利用最適化推進委員の定数の変更については、農業委員会等に関する法律第18条第3項により、任期満了の場合でなければ行うことができないと定められております。このため、任期満了であります令和8年7月19日に合わせることで、また2月に行う新たな農地利用最適化推進委員の推薦・募集の内容に改正内容を反映するため、12月議会に提案するものでございます。

なお、現在の農地利用最適化推進委員については、附則により任期満了までは従前のおりいたします。附則につきましては、第1項では、施行期日を令和8年1月1日からと定めるものでございます。第2項では、今回の改正内容については、現在の農地利用最適化推進委員の任期満了後に委嘱される農地利用最適化推進委員から適用されることとしております。

以上で、上里町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 法律に基づいて、いわゆる上里町の農地面積が減ったので1名減になるという提案であります。それはしょうがないことなのかなというふうに思いますけれども、

農業委員会では、毎年農地の状況を点検して、耕作未農地がどのぐらいあるかとか、様々な事業を進めていただいていると思いますけれども、1人減ることによって、どのように変わるのかとか、あと今後のことも考えますと、いわゆる農地が減るということは、農地利用最適化推進委員の人数が減っていくことにつながりますので、やっぱりそういう意識というのが農業委員会の中では共有されていたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 農業振興課長。

〔農業振興課長 間々田 亮君発言〕

○農業振興課長（間々田 亮君） 杵澤議員の御質問に御説明いたします。

今回農地が減った大きな要因としましては、全協で御説明しましたとおり、農地転用等による宅地化がまずございます。これが例年ですと、大体年間5ヘクタール前後でしょうか、そうすると、ちょっと計算が合わない感じになるんですが、今回、特にちょっと大きかったのが、本庄道路とのバイパスの国有地等への転換ですとか、あと県道による買収とか、これによる農地の減少もあります。この辺も併せて、今回この減少ということになっております。

まず、どのような影響があるかということでございますが、これは全体の推進委員の人数を面積から算出しているということでございます。これは推進委員の地区割をしてございまして、そして、やっぱり地区割も面積に準じて配分をしている形になります。このことから、今2人いる地区を、大字勅使河原になります。これを規則のほうで、今2名と定めているものを、面積の関係から調整しますと、ここが2名から1名になるかなということで事務局としては今考えてございます。

ですので、ここが1名減ってしまうということは、当然その分仕事に携わっていただける方が減りますのでプラスにはならないと思いますが、ただ、農業委員さんと推進委員さん、お互いに協力し合って、農地パトロールですとかやっておりますので、この辺は何とか最小限に抑えるという形で、皆様の御協力も得て農業振興、農地の取組を進めていきたいと思っております。農業委員さんの意識ですけれども、やはり農業委員さん、農地を守るという意識は非常に高いと、推進委員さんも含めてというふうに考えてございますので、話をして、あの地区のあそこどうなっていますかねという話をすると、あそこねということで、皆さんよく御理解いただいているというふうに感じておりますので、その辺の意識は高くお持ちいただいているというふうに感じてございます。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第65号 上里町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。

再開は10時35分からとします。

午前10時20分休憩

---

午前10時35分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長より発言の許可を求められております。ここで発言の許可をいたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、昨晚、午後11時15分頃、青森県東方沖を震源とする地震が発生いたしました。その件に関しまして報告させていただきます。

上里町においても、気象庁が発表する緊急地震速報の初動予測が震度5弱を記録したことを受けまして、Jアラートが自動起動したものでございます。実際には役場の震度計で震度2であり、揺れも感じない程度でございましたが、気象庁では今後も北海道三陸沖後発地震注意情報を発表しております。当町としましても注視まいりたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（飯塚賢治君） 議案審議を続行いたします。

---

◎日程第13 町長提出議案第66号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第13、町長提出議案第66号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第66号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者が給水装置に関する工事を行えるようにするため、所要の改正をしたいので、本案を提出するものです。

次に、改正の概要を申し上げます。

令和6年能登半島地震では、水道事業者が管理する排水管の復旧後も、地元業者の被災や様々な工事需要の集中により、宅内配管業者が確保できず、復旧が遅れ、家庭で水道が使用できない状況が長期化しました。町では、水の安全性や品質確保のため、技能や資格を有する管理者または管理者が指定した業者が給水装置等工事を行うと定めておりますので、国土交通省からの通知を踏まえ、災害やその他非常の場合において、早期復旧及び被災時の給水装置等工事の円滑な実施を図るため、他の水道事業者が指定した工事事業者による工事の実施を可能とする改正を行うものでございます。

次に、改正の内容を申し上げます。

第7条は、工事の施工について定めるもので、第1項に、ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項2において同じ。）または他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をして者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでないただし書を追加するものでございます。

最後に、附則につきましては、施行期日を公布の日からと定めます。

以上で、上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第65号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 町長提出議案第67号 上里町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第14、町長提出議案第67号 上里町下水道条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第67号 上里町下水道条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者が排水設備に関する工事を行えるようにするため及び下水道法施行令の一部改正に伴い、放流水に含まれる大腸菌群数に関する文言を整理するため、所要の改正をしたいので、本案を提出するものです。

次に、改正の概要を申し上げます。

令和6年の能登半島地震では、排水設備等の破損が多数発生したことや、指定工事店自身の被災と工事需要の集中などにより、指定工事店の確保が難しくなり、結果的に排水設備等の復旧が遅れることとなりました。これらを踏まえ、災害その他非常の場合において、排水設備等の工事が円滑に実施できるよう、標準下水道条例が改正されました。

町では、排水設備等の工事は、管理者が指定した業者、いわゆる指定工事店が行うと規定されていますので、国が示す標準下水道条例の改正に準じて、災害やその他非常の場合においては、他の自治体の指定工事店による工事の実施を可能とする改正を行うものでございます。

続きまして、今般、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが可能となったことから環境基準が見直され、関係する下水道法施行令において、下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準を大腸菌数に改める改正が行われました。これに伴い本条例にお

いても規制対象から除外する項目について、条ずれを含め、文言の改正を行うものです。

次に、改正の内容を申し上げます。

第8条は、排水設備等工事の実施について定めるもので、ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでないとしてただし書を追加するものでございます。

第10条は、除外施設の設置について定めるもので、第2項第10号は前各号の放流水に関する規定に含まれない追加基準について定めており、その規制対象から除外する項目について、第4号を第5号に、大腸菌群数を大腸菌数にそれぞれ改めるものでございます。

最後に、附則につきましては、施行期日を公布の日からと定めるものでございます。

以上で、上里町下水道条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第67号 上里町下水道条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 町長提出議案第68号 上里町福祉町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第15、町長提出議案第68号 上里町福祉町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第68号 上里町福祉町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、町民福祉の向上と福祉活動の推進を図ることを設置目的としております。上里町福祉町民センターが移転をいたしますので、所要の改正を行いたく本案を提出するものでございます。

まず、改正の概要についてですが、上里町公共施設再配置・維持保全計画に基づきまして、福祉町民センター及び保健センター並びに老人センターの複合施設が完成いたしますので、この移転に伴いまして、運用面の見直しを行うものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

第1条を目的及び設置に改め、現在の位置、大字七本木5591番地を新たな位置、大字七本木5520番地に変更するものでございます。

次に、第2条ですが、業務について見直すことに伴い、次に掲げるを研修室及び付帯施設等（以下「施設等」という。）の使用に関するに改め、各号を削除いたします。

次に、第3条ですが、職員の配置を見直すことに伴い、削除いたします。

次に、第4条、目的外使用及び第5条、使用時間並びに第8条、使用料、第9条、使用料の減免等、第12条、施設等の変更の禁止ですが、目的外使用を見直すことに伴い、第4条及び第5条を削除し、第6条を第3条とし、第7条を第4条とし、第8条第1項ただし書及び第2項を削除し、同条を第5条とし、第9条を削除し、第12条ただし書を削除し、同条を第8条とし、第13条を第9条といたします。

次に、第14条中第10条第1項を第6条第1項2改め、同条を第10条とし、第15条を第11条とし、第16条から第18条までを4条ずつ繰り上げます。

次に、福祉町民センター使用料を定めた別表ですが、こちらも目的外使用を見直すことに伴い削除いたします。

最後に、附則ですが、福祉町民センターの供用開始予定日である令和8年3月9日から施行するとするものでございます。

以上で、上里町福祉町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第68号 上里町福祉町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第16 町長提出議案第69号 上里町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第16、町長提出議案第69号 上里町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

[副町長 島田邦弘君発言]

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第69号 上里町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、上里町保健センターの移転に伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、上里町公共施設再配置・維持保全計画に基づく、保健センター、老人センター、福祉町民センターの複合施設が完成することにより、保健センターの位置が変更となるため、保健センターの位置を規定する第2条表中、七本木307番地から七本木5520番地に改めるものでございます。

次に、保健センター事業は、母子保健法等に基づき実施するものとなっていることから、保健センター運営審議会に係る規定である第5条及び第6条を削除するものでございます。

次に、第7条から第10条は、保健センター業務以外の利用について規定するもので、上里町保健センター設置及び管理条例施行規則で定めることとするため、見直しに合わせて削除する

ものでございます。

次に、第11条を第5条とするものです。

最後に、附則につきましては、施行期日を令和8年3月23日からと定め、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものです。

以上で、上里町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第69号 上里町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第17 町長提出議案第70号 いきいきラウンジ設置及び管理条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第17、町長提出議案第70号 いきいきラウンジ設置及び管理条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第70号 いきいきラウンジ設置及び管理条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、高齢者の健康と福祉を支援する拠点として、いきいきラウンジを設置し運営するため、本案を提出するものでございます。

初めに、概要につきまして御説明申し上げます。

間もなく完成予定のこむぎっちテラス2階に設置される高齢者の健康と福祉を支援する、いきいきラウンジの設置・運営に必要な事項を定める条例を新たに制定し、併せて、かみさと荘の設置条例を廃止するものでございます。

それでは、条文の内容について説明申し上げます。

第1条は、目的及び設置であり、高齢者が健康で明るい生活を営み、地域で安心して生きがいを持って暮らしていけるよう支援することを目的として、いきいきラウンジを設置するものでございます。

第2条は業務で、高齢者の健康増進、介護予防、高齢者の豊かな生活・福祉の支援、高齢者の教養の向上・生きがいの増進、多世代交流、その他高齢者福祉に関する業務を行うといたします。

第3条は、利用者について定義し、町内に住所を有する60歳以上の方と事業関係者が利用できるとするものです。また、交流スペースである、ふれあいホール及びバルコニーについては、誰でも利用できるものとします。

第4条は利用料で、無料とするものです。

第5条は受付係で、ラウンジを安全かつ快適に利用できるように管理するために受付係を設置いたします。

第6条は、利用の禁止等の規定で、秩序や善良な風俗を乱すおそれがあるときや、管理上の支障があるときは利用を禁止いたします。また、必要に応じて利用者に対して適宜指示をし、禁止事項に違反したり、違反するおそれがあるときは、入館禁止や退館を命ずることができるものといたします。

第7条は損害芭蕉で、自己の責めに帰すべき理由で、施設や設備を破損または滅失した場合は、原状に復し、または損害を賠償しなければならないとするものです。

第8条は委任で、条例に定められていない必要な事項は、規則に定めるとするものです。

次に、附則の第1項は施行期日で、供用開始予定日である令和8年3月9日から施行とするものでございます。

附則の第2項では、かみさと荘に関する上里町老人福祉センター設置及び管理条例については、同日付で廃止とするものです。

以上で、いきいきラウンジ設置及び管理条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 私、このラウンジについては、全協でも説明をいただきましたけれども、私が聞きたいのは、最終のチェックですね、議会のほうは12日の日に中身を見に行くわけですけれども、最終チェックをして、これでもうスタートできるというようなチェックというのは誰がやるんでしょうか。これはオープンしてから、あそこが悪い、ここがチェックの漏れしたとか、そういうことがないようにしていただきたいと思うんですけれども、その辺のところのチェック、最終チェックを誰がするのか教えてください。

○議長（飯塚賢治君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 高橋勝利議員の御質問に説明させていただきます。

こむぎっちテラスの建設に関して、ちゃんと最後までできているかどうかチェック等の御質問でございました。

今、建設のほうにつきましては、建設室の担当者がしっかり事業のほうを進めているところでごさいます、2月に竣工式を迎えますけれども、そこまでにしっかり管理をするように進めているところでごさいます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 5条のところでお尋ねしたいんですけれども、受付係ということで職員を置くと、けがをしても困りますし、やっぱり職員の配置は必要だと思うわけなんですけれども、旧の老人センターのときは、社会福祉協議会のほうに委託をしていたと思うんですね。この職員の配置というのは、どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

第5条にあります受付係でございますが、今回は社会福祉協議会ということではなくて、民間のほうに委託ということで1名を予定しているところでごさいます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑は。

8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） 昨日の全協でもちょっと質問というか、確認させてもらったんですけども、これを、3 館複合造るときに、町長のほうの説明だと、高齢者だけでなく、多世代にも大いに利用してもらおうということの説明があったと思うんですけども、ここの3 条、2 条ですか、2 条のところでは、(4)の多世代交流に関する業務のみなんです、うたってあるのが。これを例えば(5)のその他高齢者の福祉に関する業務とあるんですけども、これあまりにも高齢者、高齢者が多過ぎてちょっと遺憾に思うんですけども、ここはその他町民とか何とかと、もっと幅広い、何というんですか、町民に対する周知というか、ものに変えたらどうかと思うんですけども、この辺について、どういうふうに考えているか、お願いします。

○議長（飯塚賢治君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

こちら議案第70号に関しましては、高齢者の施設であるいきいきラウンジ単体の条例となつてございます。条例に記すべき基本的な目的としましては、高齢者の健康や福祉を表記させていただいているところでございます。

また、その中に、第2 条のほうでも、高齢者の心の健康のために若い方と交流していただくのも1 つの手段となりますので、そういったことで多世代交流事業もここで行っていくことではございます。

ただし、多世代交流事業が、このいきいきラウンジの本来の目的というところではなくて、こむぎっちテラス全体の施設の整備方針の中で、高齢者、子育て世代、若者、子どもたちが訪れ、世代間交流を創出するとさせていただいておりますので、建物全体の設置目的というところで多世代交流も行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに。

12 番沓澤幸子議員。

〔1 2 番 沓澤幸子君発言〕

○1 2 番（沓澤幸子君） 先ほどのところなんですけれども、民間に委託することになった経過について、ちょっとお尋ねしたいんです。そもそも保健センターと老人福祉センターの複合ということで始まっていましたけれども、私その当時、社協に委託をしている老人センターなんだから、町民福祉センターも非常に古くなっているし、3 館複合のほうがいいではないかというふうに提案したことがありました。その後、3 館複合となつて今に、新しく建設されて

いるわけなんですけれども、社会福祉協議会の職員さん、休みがあっても、どなたかが集団として見ていただけるのではないかなというふうに思うわけなんです。お一人を民間から雇い入れるということになりますと、何か特別な高齢者に適した資格を持っている方とか、そういうことになるのでしょうか。

あと、社協に委託した場合の経費、どのような検討をして民間委託というふうに決めたのか、条例で受付人を置くという、受付係を置くということに私は問題は感じないんですけれども、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 杵澤議員の御質問に説明させていただきます。

複合施設の2階には社会福祉協議会も入るんで、議員のおっしゃるようなやり方もあるのかなと思うんですが、今回、高齢者の施設ということで、事業団のほうは、高齢者の方を見ていただくのはやっぱり高齢者の方がいいのではないかというところで考えているところでございます。シルバー人材センターですか、失礼しました。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

11番新井實議員。

〔11番 新井 實君発言〕

○11番（新井 實君） 今まで保健センターの裏の老人センターで新年会なんかやって、あそこで多少お酒を飲んだりいろいろしていたと思うんです。今度は3館複合になった場合に、今回の施設で新年会やって、お酒なんか飲んだりするようでは、ほかの保健センター等々の複合施設でありますので、その辺を町としてどう考えているのでしょうか、よろしくお願ひします。

○議長（飯塚賢治君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 新井議員の御質問に説明させていただきます。

議員おっしゃるとおり、今度3館複合ということで、保健センターと福祉町民センター、事務の関係が入ってまいりますので、そこでお酒を飲んでの宴会等は当然できなくなってまいります。そういうことで、アルコール禁止ということで運用させていただきます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 先ほど私から御説明いたしました提案説明について、1点だけ修正させていただきます。

第4条で、利用料を規定している条文がございます。そのところで、誤って第9条というふうの説明してしましまして、誠に申し訳ございませんでした。改めて訂正いたします。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

7番猪岡壽議員。

〔7番 猪岡 壽君発言〕

○7番（猪岡 壽君） 3月からいよいよ保健センターが始まるんですけども、旧の老人センターですね、これにつきましては100万ぐらい電気代というんですか、いろいろ経費がかかっていますけれども、これの終わりにする準備というんですか、そういったものはできているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（飯塚賢治君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 猪岡議員の御質問に説明させていただきます。

旧のかみさと荘につきましては、こちら新しいいきいきラウンジができましたら、なるべく速やかに解体のほうで準備進めたいと思っております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第70号 いきいきラウンジ設置及び管理条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第18 町長提出議案第71号 上里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基

## 準を定める条例について

○議長（飯塚賢治君） 日程第18、町長提出議案第71号 上里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第71号 上里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして提案説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年4月から、乳児等通園支援事業における給付制度が開始されることとなったため、町内における乳児等通園支援事業の設備及び運営の最低基準を明確化し、事業の適正な実施と利用乳幼児の健全な育成を図るため制定をするものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、この条例の目的が乳児等通園支援事業の施設や運営の最低限の基準を明確にし、安心・安全な支援を提供することであると規定いたします。

第2条では、最低基準を定める目的を明確にしています。乳児等通園支援事業所では、明るく衛生的な環境の下、適切な訓練を受けた職員が支援を行うことにより、利用する乳幼児が心身共に健やかに育つことを保障することが目的となります。

第3条は、施設や職員、運営の最低基準に関する規定です。基準に達していない場合は、町長が改善勧告を行うことができ、町自体も基準向上に努めることが求められます。

第4条では、事業者が基準を下回らず、さらに向上させる努力を求める規定で、基準を理由に運営を低下させてはならないという内容です。

第5条は、乳幼児の人権や人格を尊重した運営が求められる条文です。地域や保護者との連携、支援内容の説明、自らの評価と改善、外部評価の公表など、支援の質向上に関わる事項が含まれています。また、施設の設備や環境も、衛生や安全面で配慮する必要があると定められます。

第6条では、火災や地震など非常災害への備えです。消火器や非常口の設置、避難計画の作成、職員や乳幼児の訓練を毎月行うことを規定しております。

第7条は、安全計画の策定と周知です。職員だけでなく、保護者にも知らせ、必要に応じて計画を見直し、施設全体で安全意識を高めます。

第8条では、送迎や外出時の安全確保について規定しています。乳幼児の所在確認や車内の見落とし防止装置など、安全対策を徹底します。

第9条と第10条は、職員に関する規定です。心身の健康、倫理観、児童福祉への熱意、知識や技能の向上が求められ、事業者は研修の機会を確保することが義務づけられています。

第11条は、他の社会福祉施設と併設する場合の対応です。支援に支障がなければ、一部の接尾や職員を共有できますが、乳幼児への影響に配慮する必要があります。

第12条では、国籍や信条、社会的身分、費用負担の有無に関係なく、乳幼児を平等に扱うことを定めています。

第13条は、職員による虐待や心身に有害な行為を禁止する規定です。乳幼児が安心して過ごせる環境を守ります。

第14条と第15条は、衛生管理や感染症予防、食事提供に関する規定です。施設の接尾や食器、水、医薬品の管理、必要な調理設備の整備など、衛生面を徹底します。

第16条では、事業の目的や運営方針、職員体制、利用定員、費用、緊急対応などの重要事項を規定で定め、透明性と秩序を確保します。

第17条は、帳簿整備に関する規定です。職員や財産、収支、利用状況を明らかにし、運営の適正化を図ります。

第18条では、職員が知った情報を秘密に保持する義務について定めています。退職後も情報漏洩がないよう適切な措置を講じる必要があります。

第19条は、苦情対応に関する規定です。迅速かつ適切に対応する窓口を設置し、町の指導や助言があれば改善する義務があります。

第20条では、乳児等通園支援事業を一般型と余裕活用型に区分しています。余裕活用型は、施設の空き状況を活用して支援を行う事業です。

第21条と第22条では、一般型事業の施設設備や職員配置基準を具体的に定めています。乳児室や保育室の広さ、安全設備、職員数などが細かく規定されています。

第23条は、特例保育を行う事業者が一般型乳児等通園支援事業を実施する場合、通常求められる設備や職員についての基準は適用しない。つまり、柔軟な対応を可能にするために基準を免除する規定となります。

次の第24条と第25条では、支援内容を乳幼児や保護者の状況に応じて提供し、密に連絡を取り、理解と協力を得ることが求められています。

第26条と第27条は、余裕活用型事業について、設備・職員基準や支援内容を既存の基準に準じて行うことを定めています。

第28条では、帳簿や記録を紙だけでなく電子的記録でも行うことができると定めています。

最後に、附則でございますが、施行期日は令和8年4月1日とし、施行日前においても必要な準備行為を進めることを可能とすることといたします。

以上で、上里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 22条の職員のところであります。上里町は一般型乳児等通園支援事業を公立の保育園で開始していくということでありますので、職員につきましては、会計年度任用職員を含めて全員保育士資格を持っているということでもあります。

しかしながら、この22条を見ますと、2項で、2項の下のほうになるんですけども、上から行きますと、乳児等通園支援事業者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上、満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、その半数以上は保育士とするとなっています。いわゆる半分は保育資格がなくてもいいということを認める条例ではないかなというふうに思うわけなんです。スタートを切るのが公立でありますので、安心して預けられると思いますけれども、今後、本来であれば保護者が選んで利用するという制度になっています。上里は選ぶところがなくて、手を挙げてくださる保育所が民間でなかったために、公立がスタートを切るわけなんですけれども、今後としても、様々なところが利用する、利用というんでしょうか、提供していくということになったときに、半分は保育士資格がなくてもいいよということとはちょっと、3歳未満児で気持ちを訴えることもできないお子さん、そして単発的に利用するお子さんに対して、ちょっと厳しい規定ではないかなというふうに思うんですけども、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 阿佐美由紀君発言〕

○子育て共生課長（阿佐美由紀君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

まず、こちらの条例、基準を定める条例ですけども、国の、既に令和7年度に交付されております国の基準を基にして、全て同様の内容で条例を規定するものです。令和7年度に既に、地域子ども・子育て支援事業として、こちらの乳児等通園支援事業は実施されておまして、今、先ほどのお話だと、その2分の1は保育士資格がなくてもという記載についてでございますが、こちらについては、当該事業に従事する者に向けた研修というのは、必ず必須となっております。こちらの研修につきまして、令和7年度実施要綱で、子育て支援員研修、または家

庭的保育事業のガイドラインに定める基礎研修と同等の研修を必ず終了した方というふうになっておりますので、令和8年度以降の研修について、新たな乳児等の事業のコースもつくられる方向で国は動いていると聞いております。

こちらの研修を令和7年度実施の研修がベースになって今後進められていくと想定しています。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

議案第71号 上里町乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例について、反対の討論をさせていただきます。

この条例は2026年度から実施することも誰でも通園制度に向けて設備や運営の基準を定めるものです。国は、こども誰でも通園制度について、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付ですとしています。

目的は否定するものではありません。本条例案は、最低基準の目標第2条に、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が乳幼児通園支援を提供することにより、利用乳幼児が心身共に健やかに育成されることを保障するものとするとあります。

しかし、6か月から満3歳未満の乳幼児を月10時間の保育では、心身共に健やかに保育を保障するのは厳しいと考えます。

本条例案第22条、職員については地域限定保育士を含む保育士のほかに、町長が行う研修を終了した者となっておりますが、その研修内容も示されていないことは、安全な保育の判断ができません。

さらに、2項では、支援事業者の数として、乳幼児おおむね3人に1人以上、満1歳以上3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とするとあり、支援事業者のうち半分は資格を持たなくてもよいとしています。通常の在園児の保育に当たる保

育士であっても、常に事故が起こらないように、体調の変化を見逃さないように気を配って保育をしています。これが不定期に利用する子どもであれば、より丁寧な観察や対応が必要になります。これでは子どもの命を預かり、発達を保障する体制とは言えません。保護者の子育てやリフレッシュを支援することは大事だと思いますが、保育所は児童福祉法と保育指針に基づき、毎日の保育を通して、年齢や発達に合わせた遊びやを体験を通して、子どもの健やかな成長の援助を行っています。この在園児の中に、誰でも通園制度を利用する子どもが不定期に代わる代わる入ってくることになれば、在園児にとっても落ち着いた居場所ではなくなってしまうかもしれません。保育士にとっても大きなストレスになります。

また、慣らし保育もなしに、不定期に短時間預けられる子どもの立場に立てば、大きな不安でしかありません。国は全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するというならば、3歳以上を第1号認定で、こども園で入れているように、3歳未満児においても、保護者の就労にかかわらず入所できるようにすることのほうが望ましいとさえ思います。

町は、一般型乳児通園支援制度事業として、保育士の増減をせずに公立保育所で開始することです。このことは、保育士の負担増が予想されます。保育士不足は深刻です。安心できる保育を提供するためには、保育士が安心して働ける条件整理が必要と考えますので、本条例案に対して反対としたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第71号 上里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第19 町長提出議案第72号 上里町町道路線の廃止について

○議長（飯塚賢治君） 日程第19、町長提出議案第72号 上里町町道路線の廃止についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第72号 上里町町道路線の廃止について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、町道認定の是正並びに一体利用として払下げ予定があるため、町道路線の廃止をいたしたく本案を提出するものでございます。

具体的には、別冊廃止路線調書のとおり4路線となっております。

町道2193号線及び町道2444号線は、圃場整備に伴い町道部分が私有地になっていることが判明し、町道認定を外す必要があることから、路線廃止を行います。

なお、当該路線を廃止することにより、隣接地に不利益が生じないことを確認しております。

町道7058号線及び町道7183号線は、隣接所有者より一体利用したいとの払下げ申請があり、他の隣接者の同意や不利益が生じないことを確認しております。

以上、上里町町道路線の廃止についての提案説明といたします。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第72号 上里町町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第20 町長提出議案第73号 財産の取得について

○議長（飯塚賢治君） 日程第20、町長提出議案第73号 財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第73号 財産の取得について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、児玉都市計画緑地1号上里町烏川・神流川総合運動公園整備事業に係る上里ゴルフ場用地を取得いたしたく、本案を提出するものでございます。

次に、概要について御説明申し上げます。

上里ゴルフ場は、昭和61年9月30日、児玉都市計画緑地として都市計画決定された上里町烏川・神流川総合運動公園内に位置しております。

平成21年4月に、それまでのゴルフ場施設管理者であった埼玉県企業局から上里町に施設が譲渡されたことを受けて、町が施設を管理してまいりました。

これは都市計画決定された都市公園施設であり、権限の取得が原則であることから、埼玉県の認可を受けて用地取得するものでございます。取得しようとする財産といたしましては、上里町大字金久保字渕ノ上2019番1ほか27筆の上里ゴルフ場内でございます。

地籍につきましては、1万7,876平方メートルでございます。

取得財産の価格は、3,312万9,650円でございます。

契約件数は4件、契約人数は4人であります。

土地の詳細につきましては、お手元に配付いたしました別記一覧表のとおりとなっております。

以上をもちまして、財産の取得についての提案説明といたします。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 町のほうで随分時間かけて努力をしてここまで来たと思うんですね。私が聞きたいのは、後の、まだ買収ができない面積があると、どのぐらいあるんでしょうか、分かったら教えてください。

○議長（飯塚賢治君） まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 山中一朗君発言〕

○まちづくり推進課長（山中一朗君） 高橋勝利議員の質問に御説明をさせていただきます。

今回、買収をさせていただいている方につきましては、令和5年度に借地の交渉をさせていただいた際に、アンケートを取らせていただいた方のうち、買収希望のある方18名でございま

す。この18名の方が順次来年度までで予定では買収させていただく予定なんです、残り63名の方が買収ができていない、借地のままで経営を行っている状況でございます。こちらにつきましては、またアンケート調査等を踏まえまして、買収を順次進めていきたいという考えでございます。

ただ、問題としては、一部相続未登記だったりする土地も含まれますので、うまく全てが買収進むかというのは、そういった問題と照らし合わせながらというところになります。

以上でございます。

○議長（飯塚賢治君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 我々もゴルフ場利用しているわけですよね。やっても、これが買収されたところ、要するに町のほうで買収した場所、未買収のところはここと分らないんですよ。ですから今聞いたんですよ。何かやっても分かるような説明ができないと思うんですけども、実際にはやっていて、プレーをしても、そういうこと分らないんですよ、町のものになったかどうかというのは。もし、分かる範囲でお願いします。

○議長（飯塚賢治君） まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 山中一朗君発言〕

○まちづくり推進課長（山中一朗君） 高橋勝利議員の御質問に御説明をさせていただきます。

確かに、現地は全て筆も分らないほど整備をされてしまっているの、コースが。今、私のほうも実際その資料を持っていないので、実際どういうふうになっているかというのが分らない状況でございます。現地のほうの表示というのは、ちょっと難しいのかなというところでございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第73号 財産の取得についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。議員は着席のままお待ちください。

午前11時33分休憩

---

午前11時35分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

---

◎日程第21 町長提出議案第74号 令和7年度上里町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第21、町長提出議案第74号 令和7年度上里町一般会計補正予算（第5号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第74号 令和7年度上里町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億813万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億3,828万1,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加について、第2表債務負担行為補正によると規定するものでございます。

第3条は、地方債の変更について、第3表地方債補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款10地方特例交付金は250万3,000円の増額補正となり、交付額の確定に伴い増額するものでございます。

款11地方交付税は3億2,365万8,000円の増額補正となり、普通交付税の交付額の確定に伴い増額するものでございます。

款15国庫支出金は1億498万2,000円の減額補正となり、主な内容は、都市構造再編集集中支援

事業費補助金の減額と保育対策総合支援事業費補助金や新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金などの増額となっております。

款16県支出金は97万7,000円の増額補正となり、主な内容は、児童手当負担金（過年度分）や早期不妊検査・不育症検査費助成事業補助金などの増額となっております。

款17財産収入は125万円の増額補正となり、物品売払代金の増額となっております。

款19繰入金は2億1,547万6,000円の減額補正となり、内容は、財政調整基金繰入金の減額と公共施設等用地取得及び施設整備基金繰入金（上里ゴルフ場用地費）及びいきいき福祉基金繰入金の増額となっております。

款21諸収入は180万円の減額補正となり、自治総合センターコミュニティ助成事業助成金の減額となっております。

款22町債は1億200万円の増額補正となり、保健センター等複合施設整備事業債の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして1億813万円を追加し、135億3,828万1,000円とするものでございます。

3ページを御覧ください。

続いて、歳出でございます。

款1議会費から款4衛生費、款6商工費及び款7土木費、款9教育費の各項目の共通点といたしまして、人事院勧告等に伴う給与費の増額補正がございます。

初めに、款1議会費は19万4,000円の増額補正となり、職員及び議員給与費の増額となっております。

款2総務費は1,672万7,000円の増額補正となり、主な内容は、職員給与費や地方創生臨時交付金返還金などの増額とコミュニティ助成事業助成金の減額などとなっております。

款3民生費は4,695万円の増額補正となり、主な内容は、各特別会計への繰出金や法人立保育所等運営助成事業に係る補助金、児童福祉運営費における各事業費の返還金の増額などとなっております。

款4衛生費は652万2,000円の増額補正となり、主な内容は、予防対策事業に係る予防接種健康被害医療手当等負担金や環境衛生事業に係るエネルギー創出・循環補助金などの増額となっております。

款5農林水産業費は73万9,000円の増額補正となり、内容は、農業振興事業に係る環境保全型農業直接支援対策補助金及び土地改良推進事業に係る多面的機能支払交付金の増加となっております。

款6商工費は54万9,000円の増額補正となり、職員給与費の増額となっております。

款7 土木費は1,819万4,000円の増額補正となり、内容は、職員給与費及び上里ゴルフ場の土地購入費の増額となっております。

款8 消防費は32万6,000円の増額補正となり、内容は、消防施設費補助金の増額及び財源更正となっております。

款9 教育費は1,792万9,000円の増額補正となり、内容は、職員給与費や小・中学校及び体育施設の電気料の増額となっております。

4ページを御覧ください。

歳出合計につきましても、歳入同様、現計予算に対しまして1億813万円を追加し、135億3,828万1,000円とするものでございます。

次に、5ページから12ページを御覧ください。

こちらの第2表債務負担行為補正につきましては、契約等に基づき、主に令和8年度当初から通年にわたり効力が発生する業務について、契約事務等の効率化及び円滑化を図るため、期間及び限度額を追加かるものでございます。

少々飛びまして、13ページを御覧ください。

第3表地方債補正につきましては、保健センター等複合施設整備事業に係る財源について、国庫補助金の減額に伴い、起債の限度額を6億4,720万円から7億4,920万円に変更するものでございます。

以上、令和7年度上里町一般会計補正予算（第5号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） 暫時休憩いたします。

再開は13時30分からとします。

午前11時44分休憩

---

午後1時30分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の説明を続行します。

次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 吉村貴文君補足説明〕

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） まずは1ページの雑入なんですけれども、コミュニティ助成事業助成金が減額になっていて、入も出も同じく減額になっているんですけれども、当初予定していたところの何が駄目になったのでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 望月 誠君発言〕

○総務課長（望月 誠君） 沓澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

雑入の自治総合センターコミュニティ助成事業助成金の関係でございますけれども、当初、三田自治会から申請を出しておったんですけれども、不採択になってしまいまして、今回減額をさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 2ページの一冊上の保健センター等複合施設建設推進室のところの国庫支出金が減額になっておりますけれども、この補助率の変更でしょうか。どういった理由による減額なのでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 保健センター等複合施設建設推進室長。

〔保健センター等複合施設建設推進室長 戸矢信男君発言〕

○保健センター等複合施設建設推進室長（戸矢信男君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

国に補助の要望をしたところ、事業としては補助対象となりましたが、国の予算決まっている中で、この補助金を活用する自治体が増えているため、交付率が減少したと想定されております。

○議長（飯塚賢治君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） そうしますと、補助率は何%だったのに対して、減額されて何%いただいたのか、お願いします。

○議長（飯塚賢治君） 保健センター等複合施設建設推進室長。

〔保健センター等複合施設建設推進室長 戸矢信男君発言〕

○保健センター等複合施設建設推進室長（戸矢信男君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

交付率につきましては、要望額に対しまして36%でございました。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 同じく2ページなんですけれども、くらし安全課のところのエネルギー創出循環補助金なんですけど、希望者が非常に多いということでもありますけれども、今現在、何名の方が利用されていて、今後何名の利用を見込んでいるのでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） くらし安全課長。

〔くらし安全課長 関口博之君発言〕

○くらし安全課長（関口博之君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

大変好評をいただいております、今年度の予算300万円を用意しまして、今現在で、太陽光パネルが34件、蓄電池が26件でほぼ予算を執行して、満額執行している状態でございます。昨年は1年間を通して、12か月を通してちょうど執行ができたんですが、今年度につきましては、まだ3か月残しておりますので、今後、太陽光、蓄電池共に20件ずつを予定しているものでございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 債務負担行為のところなんですけれども、変更していく理由はよく分かりました。私も前年度の予算と対比して、どのような額が計上されていくのかなというので、いろいろとチェックしてきたんですけれども、拾い切れなかった分もあって、昨日と今日で時間の関係でちょっと、それで、できれば、今後こういう形態を取っていくんではないかと思っておりますけれども、やっぱり前年度こうであったことに対して、このぐらいを予想してというのはあると非常にありがたいかなというふうに思います。

今年度のこの内容でありますけれども、前年度の予算にはなくて、新規のもので、債務負担行為になっているものがあれば、教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 望月 誠君発言〕

○総務課長（望月 誠君） 沓澤議員の債務負担行為についての御質問に説明をさせていただきます。

昨日の全協の資料には、新規事業は丸新という形で明示をさせていただいておったんですけども、一応申し上げさせていただきます。

選挙公報発行業務委託、限度額が163万3,000円、それと選挙ポスター掲示板設置撤去業務委託、限度額78万1,000円、それと、賀美児童館、賀美公民館複合化等改修工事設計業務委託、限度額996万6,000円、それと1か月児健康診査業務委託、限度額108万円、以上4事業でございます。

○議長（飯塚賢治君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

こちらの債務負担行為の資料ということで、今年度から新たなことで上程させていただきましたが、できれば前年度と比較して、金額等分かりやすくということで、今後配慮して、全協等の、また来年度もやると思っていますので、その際は比較できるよう工夫したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯塚賢治君） ほかに。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 5ページの予防対策事業のところなんですけれども、予防接種健康被害医療費手当負担金237万6,000円計上してありますけれども、これは現在下火にはなっているというコロナ患者というのは少なからずあるかと思えます。この当時公費で接触を受けた、予防接種を受けた方に対しての、そういった健康被害が出た方に手当というふうなことだろうと思えますが、この金額だと何名が該当して、それから今後私費で接種を受けた人に対する対応、こういう被害が出た場合、健康被害出た場合の対応というのは、どのように町としては考えているのか、お願いします。

○議長（飯塚賢治君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 齊藤議員の御質問に御説明を申し上げます。

今回、この予防接種健康被害の手当負担金が対象になった方は1名でございます。

それで、健康被害救済制度の該当になる方というのが、定期接種及び臨時接種ということになりますので、今後、新型コロナワクチンに関わらず、定期接種及び臨時接種におきまして健康被害が出た場合、それからワクチン接種と因果関係が認められた場合には、この救済制度の

対象になるものでございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） 総務課長。

〔総務課長 望月 誠君発言〕

○総務課長（望月 誠君） 先ほど沓澤議員の御質問で、債務負担行為の設定4事業の限度額を間違えましたので、訂正をさせていただきます。

選挙公報発行業務委託の限度額なんですけれども、41万6,000円のところを163万3,000円と申し上げてしまいました。申し訳ございません。41万6,000円に訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） 暮らし安全課長。

〔暮らし安全課長 関口博之君発言〕

○暮らし安全課長（関口博之君） すみません。暮らし安全課も先ほどの沓澤議員の御質問の中で1点訂正をさせていただければと思います。

今年度100万円の補正をさせていただいて、何件、この後何件予定しているのかということで、20件ずつというお話をさせてもらったんですが、1件当たり5万円の補助ですので、今後20件、トータルで20件の補助を予定しているということでございます。訂正いたします。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 先ほどの質問の続きと言ってはなんですけれども、人数分かったんですけれども、この健康被害の程度というのがあると思うんですよ。どの辺、どの程度、要するに長期にわたっての健康被害を受けているのか。その辺で、何といたらいいんだろう、幾つかの、ABCでもいいですし、5段階でもいいし、そういった程度の段階、それと期間、被害を受けている期間、そういうものを総合的に考えて、どういうふうな判断をするのか、その辺について説明してください。

○議長（飯塚賢治君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 齊藤議員の御質問に御説明を申し上げます。

その健康被害の手当について、それが短期、長期に関わらず、通常ワクチン接種をすると、注射を打った部位の腫れであったりとか、というふうなところの軽度の症状が見られます。今回もそうなんですけれども、ワクチン接種の健康被害によって、それ以外の症状、足のしびれであったりとか、高熱であったりとかというふうな形で、軽度とみなされる症状以外のものに

ついて、ワクチン接種と健康被害との因果関係が厚生労働省の審議会で認められれば、それを基に対しまして、市町村で給付を決定するというふうなことになりますので、どれぐらいのものであったりとか、どういった症状であったりというふうな特定の限定されるものではありませんけれども、ワクチン接種による軽度なもの以外で、ワクチン接種による因果関係が認められたものに対して、この健康被害救済制度の対象になるというふうなものでございます。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑は。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 1ページに戻って申し訳ありません。落としてしまいました。

繰入金のところでお伺いするんですけれども、交付税決定等で財源が新たに生まれましたので、当初予定していた繰入金が必要なくなったということで、財政調整基金のほうに2億4,265万1,000円を戻すということになります。当初予算で今年度約9億円の取崩しを予定していたわけですね、財政調整基金は、9月議会で1億4,000万円積み、今回不要が出て2億4,000万円ほどを積んでいく、そうしますと、今現在の財政調整基金というのは10億5,700万ほどになるのかなというふうに思うんですけれども、この額というのは、町が常々おっしゃっている標準財政基準に照らして、どのようですか。

○議長（飯塚賢治君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 沓澤議員の御質問に御説明いたします。

現在の財政調整基金は、沓澤議員おっしゃるとおり、今回の取崩しで2億4,200万、9月が1億4,000万、6月に水道料金の関係で少し、2,000万ぐらい取り崩して支援をしておりますので、今現在の残高は10億3,600万ほどございます。こちらの目標のパーセンテージにつきましては、標準財政規模68億5,500万とすると、通常総合振興計画では20%が目標と言っているんですが、この10億3,600万円につきましては、16%という今のパーセンテージになります。

今回、令和6年度の決算時では15億あったのが、今現在10億ということで、御了承いただきたいと思えます。

○議長（飯塚賢治君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 確かに、議会当初予算で9億近く繰入れるということをやっています。例年はないことをやっているわけなので、当初予定していた20%というのは下回ってきているということでありまして、財政調整基金はそもそも20%積まなければいけないとい

うことではなくて、あくまでも上里町が置いている目標で、多くの自治体は10%程度が多いと思います。だから、非常に厳しいという状況ではないというふうに思います。

なぜこのようなことを申し上げるかと言いますと、次に控えている物価高騰支援策、町にも臨時的に国のほうの交付金が下りてくるとは思いますけれども、本当に物価高騰が続いていて、全町民に行き渡るような内容のものを検討するよというふうにおっしゃっていただいておりますので、それは非常にありがたいなというふうに思っているところです。

こういう大変厳しい中でありますので、やはり、この財政調整基金、町の目標には達していませんけれども、必ずしも低いというわけではありませんので、この財源を生かして、手厚い物価対策を実現していただきたいなというふうに思っているところなんですけれども、その辺について、お聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 杳澤議員の御質問に御説明いたします。

まず、財政調整基金のおおむねの20%というのは、計画どおりの目標額ということで、我々も認識しております。いつも説明はさせていただくんですが、この財政調整基金は経済状況や災害等が起こった場合は、緊急的にこちらのほうから支出をしたりするために常に計上しております。その点は御了解いただきたいと思います。

昨日、説明しました物価高騰対応支援も、町民の方に広く行き渡るように、そして、いろいろな事業を今考えております。また、6月にやった物価高騰支援も、うちの町は多分ほかの市町村より、ほかの市町村は交付金の範囲内でやっているんですが、財調から2,200万を崩している市町村はそんなになかったと思うんですが、この辺もやはり物価高騰の町民支援をやっておるところでございます。

昨日説明したとおり、今回計画している物価高騰支援も、まずは交付金の範囲内を考えておりますが、そこで、内容によって不足等が生じれば、こちらのほうからも支出はしていきますが、財政調整基金につきましては、やはり町の根幹となる基金ですので、慎重にこれからも目標を含めて計画的に貯蓄含めてやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 5ページの一番上の国民健康保険特別会計の繰出金のところで、次にある予定ですけども、国保の補正もあるわけですけども、ちなみに、この国保ですと、補正だと3,360万ほどの補正組む予定にいなっていますが、この一般会計からの繰出金が213万

7,000円という金額になっています。これは次に出てくる国保の補正の1割弱なんでしょうけれども、これは何を根拠にこの金額、213万7,000円出てくるんですか。

○議長（飯塚賢治君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 齊藤議員の御質問に御説明を申し上げます。

このたび、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰入金に213万7,000円としていますけれども、それにつきましては、職員給与費等繰入金、人件費の部分が149万8,000円、職員給与費等の繰入金、これ物件費ですね、会計年度任用職員の報酬等に充てられるものですが、それから、その金額213万7,000円となります。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第74号 令和7年度上里町一般会計補正予算（第5号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。議員は着席のままお待ちください。

午後2時15分休憩

---

午後2時17分再開

○議長（飯塚賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

---

◎日程第22 町長提出議案第75号 令和7年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第22、町長提出議案第75号 令和7年度上里町国民健康保険特別

会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第75号 令和7年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,361万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,146万3,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

第2条、債務負担行為は、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款5繰入金は213万7,000円の増額補正で、歳出の総務費の増額により、職員給与費等繰入金を増額するものでございます。

款6繰越金は3,145万2,000円の増額補正で、歳出の諸支出金の増額により、前年度繰越金を増額するものでございます。

款8国庫支出金は2万8,000円の増額補正で、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金を増額するものでございます。

歳入合計は、現計予算に対しまして3,361万7,000円を追加し、32億9,146万3,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1総務費は216万5,000円の増額補正で、職員給与費及び徴収事業に係る印刷製本費の増額となっております。

款6諸支出金は3,145万2,000円の増額補正で、年度間精算に伴う保険給付費等交付金償還金及び国庫支出金償還金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして3,361万7,000円を追加し、32億9,146万3,000円とするものでございます。

3ページを御覧ください。

第2表債務負担行為につきましては、契約等に基づき、令和8年度当初から通年にわたり効

力が発生する業務について、契約事務等の効率化及び円滑化を図るため、期間及び限度額を計上するものでございます。

以上、令和7年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 3ページの、今説明していただいたところの3ページですけれども、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金2万8,000円というのは、前回の補正の不足分という捉え方でいいのでしょうか。

○議長（飯塚賢治君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

これまで計上していた補正とは全く違いまして、令和7年度、今年度中に、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業として実施をするもので、具体的には厚生労働省から提供されましたリーフレットの印刷製本費となっております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第75号 令和7年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第23 町長提出議案第76号 令和7年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第23、町長提出議案第76号 令和7年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第76号 令和7年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ801万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,967万2,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加について、第2表債務負担行為補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款2国庫支出金は78万1,000円の増額補正で、介護給付費負担金、地域支援事業交付金の増額となっております。

款3支払基金交付金は51万3,000円の増額補正で、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金の増額となっております。

款4県支出金は43万8,000円の増額補正で、介護給付費負担金、地域支援事業交付金の増額となっております。

款5繰入金は551万円の増額補正で、一般会計繰入金の増額となっております。

款6繰越金は77万3,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして801万5,000円を追加し、23億4,967万2,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1総務費は507万1,000円の増額補正で、職員給与費の増額となっております。

款2保険給付費は163万5,000円の増額補正で、内容は、居宅介護に係る福祉用具購入費及び

住宅改修費の増額となっております。

款4 地域支援事業費は130万9,000円の増額補正で、内容は、職員給与費や成年後見制度の町長申立てに係る事務費、配食見守りサービス事業委託料の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして801万5,000円を追加し、23億4,967万2,000円とするものでございます。

3ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正につきましては、契約等に基づき、令和8年度当初から通年にわたり効力が発生する業務について、契約事務等の効率化及び円滑化を図るため、期間及び限度額を追加するものでございます。

以上、令和7年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案説明を申し上げました。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第76号 令和7年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第24 町長提出議案第77号 令和7年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第24、町長提出議案第77号 令和7年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第77号 令和7年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

本補正予算は次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,027万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,372万7,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

第2条、債務負担行為は、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款1後期高齢者医療保険料は3,927万2,000円の増額補正で、被保険者の所得上昇により保険料を増額するものでございます。

款3繰入金は88万6,000円の増額補正で、事務費繰入金を増額するものでございます。

款5諸収入は11万2,000円の増額補正で、歳出の人間ドック補助金の増額により後期高齢者医療人間ドック等補助金を増額するものでございます。

歳入合計は、現計予算に対して4,027万円を増額し、4億9,372万7,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1総務費は99万8,000円の増額補正で、内容は、職員給与費や人間ドック補助金、保険料の徴収に係る印刷製本費の増額となっております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は3,927万2,000円の増額補正で、保険料の上昇に伴う負担金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして4,027万円を増額し、4億9,372万7,000円とするものでございます。

3ページを御覧ください。

第2表債務負担行為につきましては、契約等に基づき、令和8年度当初から通年にわたり効力が発生する業務について、契約事務等の効率化及び円滑化を図るため、期間及び限度額を計上するものでございます。

以上、令和7年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第77号 令和7年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第25 町長提出議案第78号 令和7年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第25、町長提出議案第78号 令和7年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第78号 令和7年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

上里町水道事業会計補正予算書の最初のページを御覧ください。

第1条、令和7年度上里町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和7年度上里町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の補正につきましては、人事院勧告に伴う給与改定により、職員給与費に不足が生じるため、増額補正を行うものでございます。

支出予算につきまして、第1款事業費を既決予定額に対しまして167万3,000円増額し、5億3,292万3,000円とするもので、第1項営業費用を増額する補正でございます。

第3条、予算第4条、本文括書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,731万5,000円を1億5,839万4,000円に、当年度分損益勘定留保資金3,466万3,000円を3,574万2,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の補正につきましては、第2条と同様に、人事院勧告に伴う給与改定による増額補正でございます。

支出予算につきまして、第1款資本的支出を既決予定額に対しまして107万9,000円増額し、15億3,749万4,000円とするので、第1項建設改良費を増額する補正でございます。

2ページを御覧ください。

第4条、予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正するものでございます。

今回の補正につきましては、契約等に基づき、令和8年度当初から通年にわたり効力が発生する業務について、契約事務等の効率化及び円滑化を図るため、期間及び限度額を追加するものでございます。

第5条、予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものでございます。

(1)職員給与費を既決予定額に対しまして275万2,000円増額し、6,307万円と改めるものでございます。

以上、令和7年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第78号 令和7年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第26 町長提出議案第79号 令和7年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）  
について

○議長（飯塚賢治君） 日程第26、町長提出議案第79号 令和7年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第79号 令和7年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

上里町下水道事業会計補正予算書の最初のページを御覧ください。

第1条、令和7年度上里町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和7年度上里町下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正するものでございます。

今回の補正につきましては、契約等に基づき、令和8年度当初から通年にわたり効力が発生する業務について、契約事務等の効率化及び円滑化を図るため、期間及び限度額を追加するものでございます。

以上、令和7年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第79号 令和7年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第27 町長提出議案第80号 令和7年度上里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について

○議長（飯塚賢治君） 日程第27、町長提出議案第80号 令和7年度上里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

[副町長 島田邦弘君発言]

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第80号 令和7年度上里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

上里町農業集落排水事業会計補正予算書の最初のページを御覧ください。

第1条、令和7年度上里町農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和7年度上里町農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の補正につきましては、人事院勧告に伴う給与改定により、職員給与費に不足が生じるため増額補正を行うものでございます。

支出予算につきましては、第1款農業集落排水事業費用を既決予定額に対しまして4万9,000円増額し、1,529万9,000円とするもので、第1項営業費用を増額する補正でございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものでございます。

(1)職員給与費を既決予定額に対しまして4万9,000円増額し、159万9,000円と改めるものでございます。

第4条、予算第8条の次に次の1条を加えるもので、第9条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定めるものでございます。

今回の補正につきましては、契約等に基づき、令和8年度当初から通年にわたり効力が発生する業務について、契約事務等の効率化及び円滑化を図るため、期間及び限度額を計上するものでございます。

以上、令和7年度上里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げます。

した。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯塚賢治君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 債務負担行為のところなんですけれども、令和8年から令和10年までの期間ということで、上郷久保クリーンセンター施設維持管理業務委託が計上されているわけなんですけれども、毎年毎年赤字が累積されていくというんでしょうか、という、決算のときもこの事業を継続していくということに対して、どうなんだろうという議論がされているところなんですよね。

それで、この3か年ということで提案されていますけれども、町も以前からそういう議論を議会のほうでしていることは承知していると思うんですけれども、今後としても、この事業をずっと継続していく方向でおられるのか、検討はされ始めているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（飯塚賢治君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 飯島 博君発言〕

○上下水道課長（飯島 博君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

農業集落排水事業ですが、沓澤議員御指摘のとおり、今後も、今の現状ですと赤字が続く状況でございます。こちらは、やはり処理場を持っておりますので、処理場に係る費用がやはり支出の多くを占めておりますので、今後の検討といたしますと、まだ検討中ではございますが、施設が、今現在使っている使用人数と施設の人数の結構乖離がございますので、その辺も考慮して、1つの考え方とすると、例えばダウンサイジングとか、そういったところの、できるかどうかは別として、そういう検討も必要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（飯塚賢治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（飯塚賢治君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第80号 令和7年度上里町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯塚賢治君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 総合政策課、吉村です。

議案第74号の一般会計補正予算（第5号）で、沓澤議員の御質問のところで、標準財政規模の今の財政調整基金は何%かという質問で、私16%と答えてしまったんですが、15%の誤りでございました。訂正しておわび申し上げます。

あと、最後の、今後の基金の在り方で、私、基金を貯蓄という表現を使ってしまったんですが、今後は適正な基金運用ということで訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（飯塚賢治君） ただいま町長より発言の許可を求められております。町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議長のお許しをいただきましたので、御礼の挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、大変お疲れさまでした。

本定例会に提出しました条例をはじめとした関係議案、一般会計補正予算、特別会計補正予算、事業会計補正予算につきまして、慎重御審議の上、御議決を賜り厚く御礼を申し上げます。

これからますます寒さも厳しくなりますが、健康管理に十分注意をしていただき、引き続き、町政の発展・推進につきまして格段の御支援・御協力をお願い申し上げます。御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

◇

## ◎散 会

○議長（飯塚賢治君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後2時50分散会